

ヘッドウェイ堺 友の会 規約 (2022年度改定版)

(目的)

第1条 本会は、メンバーの家族と支援者とともに「ヘッドウェイ堺」が連携して、メンバーが楽しみ主体的に生きる力を醸成し、社会へつながり広げる活動を支えること、また、会員相互の理解と親睦を深め、“NPO法人ヘッドウェイさかい”に協力することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、「ヘッドウェイ堺 友の会」と称する。

(所在地)

第3条 本会の所在地を、堺市中区福田91番地「ヘッドウェイ堺」に置く。

2 事務局は本会の会計事務、庶務を行う。

(会員)

第4条 本会は、「ヘッドウェイ堺」メンバーの家族および支援者によって組織する。「ヘッドウェイ堺 友の会」の入会申し込みによって会員となり、申し出によって退会する。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的達成に必要な次の事業を行う。

- (1) メンバーの主体性を引き出し、生きる力を高めるため必要な援助、協力に関すること。
- (2) 会員の親睦を深めるために必要な会合などに関すること。
- (3) ホームページを開設し、情報の共有や会員の交流の場とすること。
- (4) “NPO法人ヘッドウェイさかい”の維持・普及に関すること。
- (5) その他 本会の目的達成に必要な事業。

(役員)

第6条 本会に幹事を置き、任期は1年とする。選出は会員の互選とし再任は妨げないものとする。なお、幹事は6名程度とする。

- 2 会長、副会長、会計、書記、広報、監査、それぞれ1名を、幹事の互選により選出する。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 4 広報委員を中心に編集委員会を設ける。
- 5 幹事のうち1名は、「ヘッドウェイ堺」施設長（代理を含む）とする。

(運営費)

第7条 運営費は会費と寄付金およびバザーの収益などによってまかなう。

2 運営費は、運営経費とメンバーのレクリエーションに関わる費用等に使用する。

3 年会費を徴収する。年会費については総会で決定する。

(会議)

第8条 本会に次の会を置き、会長がこれを招集する。

(1) 総会

総会は原則として年1回とし、参加者の議決で成立する。

総会は次の事項を話し合う。

① 事業の計画・報告に関すること。

② 規約・役員に関すること。

③ その他 必要な事項。

(2) 運営会

運営会は幹事と会員・支援者をもって組織し、必要に応じ招集する。

(整備すべき帳簿)

第9条 本会は以下の帳簿を備え、記録する。

① 会員名簿

② 会議記録

③ 会計帳簿と「ヘッドウェイ堺 友の会」名義の郵便局通帳

④ 領収書綴り

附則

1、ヘッドウェイ堺 友の会の設立年月日を2018年6月26日とする。

2、この規約は、第1回総会開催日、2018年6月26日より施行する。

3、規約改定 第6条の2、役員に副会長を追加。

第2回総会開催日(2019年6月25日)より施行する。

4、規約改定 第3条の項目を所在地とする。

第5条に(3)を追加。

第6条の2、役員に広報を追加。

第6条の3、会長の権限を追加。

第6条の4、広報委員を中心に編集委員会について追加。

第7条の項目を会費から運営費に変更し、全文改定。

第9条の③に「ヘッドウェイ堺 友の会」名義の郵便局通帳を追加。

第4回総会開催日(2021年6月22日)より施行する。

5、規約改訂 第6条の5 幹事の施設長について「代理を含む」を追加。

第5回総会開催日(2022年6月28日)より施行する。